発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成28年度第2回)議事概要

【日時】平成28年12月19日(月)15:00~17:00

【場所】国土交通省(中央合同庁舎3号館11階) 特別会議室

【議事概要】

- (1) 事業特性等に応じた入札契約方式
 - ① 発注標準等のあり方
 - ・基本的には、等級区分、工種区分は緩和する方向性にすべきだが、制度を変える際は緩和措置が必要ではないか。
 - ・検討にあたっては、地域企業の受注機会確保の観点で考えるべき。
 - ・発注者の目的に応じた手段としての位置付けで整理したほうがよいのではないか。
 - ・今後増加すると考える維持修繕工事について、橋梁やトンネルなど専門性に応じた評価が必要ではないか。
 - ・当面の措置として、企業の希望により従前の等級に留まることを認める残留措置や、上位等級の工事 への参加を可能とするくい上がり、下位等級への参加を可能とするくい下がりが必要ではないか。
 - ・次期の競争参加資格審査においては、残留措置を継続すべき。

(2) 中長期的な工事品質の確保

②監督・検査のあり方

- ・段階確認については、求める品質と監督頻度の相対性を考えてはどうか。事前、施工中、事後の時点で再整理したらどうか。
- ・段階確認は監督行為ではなく検査として充実することも今後検討頂きたい。
- ・ICT 活用による書類削減についても取り組んで頂きたい。
- ・ICT導入により、設計との比較において、3次元データの属性情報を用いて仕様やスペックの確認を行うことで効率化できるのではないか
- ・ICT を活用することで、サンプル抽出でなく、全数確認 (面的確認) が可能となる。 その際の確認項目の 合否ラインについても併せて検討すべき。

③建設現場の休日拡大に向けて

- ・発注者の責務は少なくとも適切な工期を設定すること。
- ・総合評価は各現場で品質確保するために現場の発注者が判断して進めるのが本来の趣旨。週休二日 など政策的に進めていくことは経審の企業評価等の別のところで加点すべき。
- ・現場で雨天休暇の場合に週休2日以上休んでしまうことになるので、実態を良く調べる必要がある。

(3) 受発注者の業務効率化・高度化

④事業監理業務について

- ・発注者と受注者の責任と権限、役割分担を明確にすることが必要。
- ・高度な技術を持っている技術者の単価や業務が拡大した場合のフィーの検討が必要。
- ・技術力のない市町村等は恒常的にこのような手法を使えるような仕組みや方式が必要であるが、直轄

は発注者の技術力を失ってはいけない。災害対応等の特殊なケースで適用することが考えられる。

・契約関係図書や基準等のツールを生かすためにも、受発注者の契約のマネジメントに対する意識や基本的な考え方についても検討が必要。